

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度大紀町一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 156,478 千円  
 うち 社会保障財源化分 68,771 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 395,142 千円  
 （社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	276,877	179,320	15,100		82,457	37,832
		小計	276,877	179,320	15,100	0	82,457	37,832
	児童福祉	児童福祉費	67,480	27,073	18,000	322	22,085	10,133
		母子父子福祉費	4,498	1,551			2,947	1,352
		小計	71,978	28,624	18,000	322	25,032	11,485
	合計	348,855	207,944	33,100	322	107,489	49,317	
衛生費	保健衛生	保健対策費	22,691	1,301		2,527	18,863	8,655
		予防費	23,596	58			23,538	10,799
		合計	46,287	1,359	0	2,527	42,401	19,454
総合計		395,142	209,303	33,100	2,849	149,890	68,771	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分